

「専利手続上の生物材料寄託弁法（草案）」 改訂対照表

2014年10月30日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利手続上の生物材料寄託弁法（草案）」改訂対照表

<p style="text-align: center;">「専利手続上の微生物寄託弁法」 (1985-第八号公告)</p>	<p style="text-align: center;">「専利手続上の生物材料寄託弁法 (草案)」</p>
<p>中華人民共和国専利法実施細則第二十五条第一項第一号の規定に基づいて、中国専利局は、専利手続上の微生物の寄託業務を中国微生物菌種寄託管理委員会普通微生物センターと中国典型培養物寄託センターに委託する。</p> <p>専利手続上の微生物寄託弁法は双方の署名を経て発効している。寄託弁法は添付している。</p> <p>中国微生物菌種寄託管理委員会普通微生物センターは1985年2月28日から保管請求を受け付ける。</p> <p>住所：北京中関村中国微生物菌種寄託管理委員会普通微生物センター</p> <p>銀行名称：中国人民銀行北京市海淀区事務所</p> <p>口座番号：8901-174（銀行振込伝票における用途欄に、「普通微生物</p>	

物センターに転送」と明記しなければなら
ない)

中国典型培養物寄託センターは19
85年3月8日から寄託請求を受け付
ける。

住所: 武昌珞珈山武漢大学構内中国典
型培養物寄託センター

銀行名称: 中国人民銀行武漢市武昌珞
珈山事務所

口座番号: 89048 (銀行振込伝
票における用途欄に、「中国典型培養物
寄託センターに転送」と明記しなければ
ならない)

以上を持って公告する。

中国典型培養物寄託センター

専利手続用微生物寄託弁法

専利手続上の生物材料寄託弁法

第一章 総則

第一条【立法の目的】(新規追加)

専利手続用生物材料の寄託及び試料の

提供手続を規範化するために、「中華人民共和国専利法」と「中華人民共和国専利法実施細則」の関連規定に基づいて、本弁法を制定する。

第一条【授権】

中国専利局は、専利手続用微生物の寄託業務を、中国典型培養物寄託センター（以下、「寄託センター」という）に委託する。

第二条【寄託範囲】

寄託センターは、各種細菌、放線菌、

第二条【寄託機関の職責】

生物材料の寄託機関は、専利手続上の生物材料の寄託を受けることや、寄託を受けた生物材料の試料を試料取得権のある機関又は個人に提供することに責任を負う。

第三条【委託代理機関による手続処理】

（元弁法の第四条）

中国に恒常的住所又は営業所がない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が本弁法に基づいて関連事務を処理する場合、法により設立された専利代理機構に委託しなければならない。

（削除）

酵母菌、糸状菌、高等菌類、細胞株、ウイルス、宿主細胞内に存在するプラスミド、及び単細胞藻類株の寄託を受ける。

第三条【輸出入検疫】

「中華人民共和国輸出入動・植物検疫条例」第十五条の規定により、国外から寄託センターへ病原微生物の培養物を提出する場合、培養物を提出する前に、中国農牧漁業部の許可を取得しなければならない。

第四条【手続上の要求】

寄託請求者は微生物を寄託センターに提出するにあたって、当該微生物の培養物を二つ提出するとともに、下記事項を明記した請求書を添付しなければならない。

1. 寄託請求微生物は専利手続上のものであること。

(削除)

第二章 生物材料の寄託

第四条【原始寄託物の提出】

寄託物を提出するにあたって、専利出願人は寄託機関に生物材料を提出するとともに、下記事項を明記した寄託請求書を添付しなければならない。

(一) 寄託請求生物材料は専利手続上のものであり、本弁法第九条に規定された寄託期間内には当該寄託を取り下げな

<p>2. 請求者の氏名又は名称と住所。</p> <p>3. 微生物の培養、寄託と生存試験に必要な条件並びに寄託周期を詳しく記載すること。複数の種類の微生物の混合培養物を寄託する場合、その構成要素及び各構成要素の存在を検出できる少なくとも一つの方法を説明すること。</p> <p>4. 請求者から与えられた寄託微生物の分類名称（ラテン語名称を明記）又は識別記号。</p> <p>5. 健康もしくは環境を脅かす微生物の特性に関する説明、又は請求者がかかる特性の有無を知らない旨の説明。</p> <p>請求者は中国に恒常的住所又は営業所がない外国人である場合、国務院から指定された専利代理機構を通じて、本弁法第三条と第四条に規定された手続を行わなければならない。</p>	<p>いことを保証する。</p> <p>(二) 専利出願人の氏名又は名称と住所。</p> <p>(三) 生物材料の培養、寄託と生存試験に必要な条件を詳しく記載すること。二種類以上の生物材料の混合培養物を寄託する場合、その構成要素及び各構成要素の存在を検出できる少なくとも一つの方法を説明すること。</p> <p>(四) 専利出願人から与えられた当該生物材料の識別記号、及び当該生物材料に対する分類名称又は科学的描写。</p> <p>(五) 健康もしくは環境を脅かす生物材料の特性に関する説明、又は専利出願人がかかる特性の有無を知らない旨の説明。</p>
<p>第五条【寄託方法及び照合義務免除】</p> <p>寄託管理センターは一般的には凍結乾燥又は液体窒素という方法で寄託す</p>	<p>第五条【照合義務免除】</p> <p>寄託機関は寄託を請求された生物材料の生物特性について照合義務を負わな</p>

るが、寄託を請求された微生物の生物特性について照合義務を負わない。請求者は特殊な寄託方法の採用を希望し、又は当該微生物の生物特性と分類名称について照合検査を希望する場合には、寄託微生物培養物を提出する際に別途寄託センターと契約書を結ばなければならない。

第六条【特殊微生物の寄託】

特殊な培養条件を必要とする細胞株又はウイルスの寄託請求については、寄託センターの要求に基づき、請求者は必要とされる培養基と薬品を提供しなければならない。

第七条【寄託証明書】

寄託センターは寄託請求書と微生物培養物を受領する際に、以下のような内容を含む書面による証明書を請求者に出さなければならない。

1. 寄託機関の名称と住所。

い。専利出願人は当該生物材料の生物特性と分類名称について照合検査を希望する場合には、寄託生物材料を提出する際に別途寄託機関と契約書を結ばなければならない。

(削除)

第六条【寄託機関の保管証明書の発行】

寄託機関は生物材料と寄託請求書を受領した後、寄託機関の押印と責任者の署名がある、書面による寄託証明書を専利出願人に発行しなければならない。寄託証明書は以下のような内容を含むもので

<p>2. 請求者の氏名又は名称と住所。</p> <p>3. 微生物培養物を受領した日付。</p> <p>4. 寄託センターから与えられた当該寄託微生物の寄託番号。</p> <p>5. 寄託センターの押印又は責任者の署名。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(一) 寄託機関の名称と住所。</p> <p>(二) 専利出願人の氏名又は名称と住所。</p> <p>(三) 生物材料を受領した日付。</p> <p>(四) 専利出願人から与えられた当該生物材料の識別記号、及び当該生物材料に対する分類名称又は科学的描写。</p> <p>(五) 寄託機関から与えられた寄託番号。</p>
<p>第八条【守秘義務】</p> <p>本弁法の規定に基づいて寄託微生物に関する情報と試料を提供する場合を除き、寄託期間内において、寄託センターは守秘義務を負い、いかなる第三者にも当該微生物の情報と試料を提供してはならない。</p>	<p>本草案の第十条を参照すること。</p>
<p>第九条【寄託期間】</p> <p>寄託センターでの寄託期間は、微生物を受領した日から少なくとも30年間</p>	<p>本草案の第九条を参照すること。</p>

とする。期間満了前に微生物の試料の提供を請求された場合は、少なくともさらに5年間寄託しなければならない。

第十条【生存試験】

寄託センターは、微生物培養物を受領した日から1ヶ月以内に、寄託を請求された微生物について生存性試験を行わ

第七条【寄託拒否の場合】（新規追加）

以下の状況のいずれかに該当する場合には、寄託機関は生物材料の寄託を拒否するとともに、専利出願人に通知しなければならない。

（一）当該生物材料は寄託機関が寄託を受ける生物材料種類に属さない場合。

（二）当該生物材料は性質が特殊なもので、寄託機関の技術条件下で寄託できない場合。

（三）寄託機関は寄託請求を受けた際に、その他の理由によって当該生物材料を受け入れられない場合。

第八条【生存試験及び生存証明書】

寄託機関は生物材料及び寄託請求書を受領した後、速やかに生存試験を行うとともに、専利出願人に生存証明書を発行

なければならない。上記試験結果は、寄託機関に記録するとともに、請求者と専利局に通知しなければならない。

第十一条【寄託責任】

寄託センターは、必ず請求者から説明された寄託方法に従って寄託を行わなければならない。これにもかかわらず、寄託した微生物に死亡、汚染、滅失又は

しなければならない。生存証明書には、当該生物材料が生存しているかどうかを記載するとともに、以下のような各項を記載しなければならない。

- (一) 寄託機関の名称と住所。
- (二) 専利出願人の氏名又は名称と住所。
- (三) 生物材料を受領した日付。
- (四) 寄託機関から与えられた寄託番号。
- (五) 生存試験を行った日付。

寄託期間内において、専利出願人又は専利権者から随時に提出された請求に基づき、寄託機関は当該生物材料について生存試験を行うとともに、それに生存証明書を発行しなければならない。

第九条【寄託期間及び責任】

専利手続上の生物材料の寄託期間は少なくとも30年間とし、生物材料を受領した日から起算する。寄託期間満了前に生物材料の試料の提供を請求された場合

変異があった場合には、寄託センターは責任を負わない。業務上の過失により、上記結果のいずれかを招いた場合には、寄託センターは請求者の損失を賠償しなければならない。

第十二条【再寄託】

前条の状況のいずれかに該当する場合には、寄託センターは請求者に微生物培養物の再提出を通知するとともに、引き続きこれを寄託しなければならない。

は、請求日からさらに少なくとも5年間寄託しなければならない。寄託期間内において、寄託機関はあらゆる必要措置を講じて、それが寄託した生物材料の生存と汚染防止を確保しなければならない。

第十条【寄託機関の守秘責任】

寄託した生物材料に係わる専利出願が公表される前に、寄託機関はそれが寄託した生物材料及び関連情報について守秘義務を負い、いかなる第三者にも当該生物材料の試料と情報を提供してはならない。

第十一条【再寄託】

生物材料が寄託期間内において死亡又は汚染などの状況が起きた場合には、寄託機関は速やかに専利出願人又は専利権者に通知しなければならない。専利出願人又は専利権者は前記通知を受け取った日から4ヶ月以内に、以前に寄託した生物材料と同一の生物材料を再寄託した場

合には、寄託機関は引き続きこれを寄託する。

第三章 生物材料の試料の提供

第十二条【専利出願人又は専利権者及びその許可を受けた者への試料提供】（新規追加）

寄託期間内において、寄託生物材料の専利出願人又は専利権者又はその許可を受けたあらゆる機関又は個人の請求に基づき、寄託機関はそれに当該生物材料の試料を提供しなければならない。

専利出願権又は専利権が譲渡された場合、生物材料の試料の提供請求権及び他人に生物材料の試料の取得を許可する権利も同時に譲渡される。

専利出願権又は専利権が譲渡された場合、譲受人は速やかに当該専利出願権又は専利権の譲渡状況を寄託機関に通知しなければならない。

<p>第十三条【試料の提供】</p> <p>專利出願が拒絶、取り下げ、みなし取り下げされる前に、又は專利権を付与される前に、寄託センターは中国專利局から許可された機関又は個人にしか寄託した微生物の試料を提供しない。專利出願が拒絶、取り下げ、みなし取り下げされた後に、又は專利権を付与された後に、微生物寄託請求者の同意を経て、寄託センターはそれが指定した機関又は</p>	<p>第十三条【工業産権局への試料の提供】</p> <p>(新規追加)</p> <p>寄託機関が寄託した生物材料に係わる專利出願は「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」の加盟者の專利局の專利審査手続中にあり、又は既に專利権を付与されており、当該專利局はその專利手続上の目的から寄託機関に当該生物材料の試料の提供を要求した場合、寄託機関はそれに提供しなければならない。</p> <p>第十四条【国家知識産権局による生物材料の試料の取得権利有無の確認】</p> <p>国家知識産権局は、請求者が「中華人民共和国專利法実施細則」第二十五条に基づいて提出した請求を受け取った後、以下の事項を確認しなければならない。</p> <p>(一) 当該寄託生物材料に係わる專利出願は既に国家知識産権局へ提出されており、かつ当該出願の主題には当該生物材料又はその用途が含まれること。</p>
---	--

個人に当該微生物の試料を提供しなければならぬ。

(二) 前記専利出願は既に公布され、又は権利を付与されていること。

(三) 請求者は既に「中華人民共和国専利法実施細則」第二十五条の規定に基づいて保証していること。

国家知識産権局はさらに当該請求と関連文書の副本を専利出願人又は専利権者に転送し、請求者への試料の提供を同意するかどうかにつき指定期限までに意見を提出するよう要求しなければならない。専利出願人又は専利権者は請求者への試料の提供を同意しない場合、理由を説明するとともに、必要な証拠を提示しなければならない。期限を過ぎても意見を提出しなかった場合、請求者への試料の提供を同意したとみなす。

国家知識産権局は、確認した状況及び専利出願人又は専利権者から提出された意見を総合的に考慮した上で、請求者にそれが生物材料取得権利を有する旨の証明書を発行するかどうかを決定しなければならない。

第十五条【試料取得権利のある請求者への試料の提供】（新規追加）

生物材料の試料の提供を請求する機関又は個人は、試料の提供の請求書及び国家知識産権局が本弁法第十四条に基づいて発行した証明書を寄託機関に提示した場合、寄託機関は生物材料の試料をそれに提供しなければならない。

第十六条【試料の提供と使用に関する拘束】（新規追加）

寄託機関は本弁法に基づいて生物材料の試料を提供する場合、生物材料の試料を取得した者は生物材料の試料を使用する場合には、生物安全や、出入国管理などに関する国家の法律法規の規定を遵守しなければならない。

第十四条【登記簿】

寄託センターは、寄託した微生物の試料を提供するにあたって、登記簿に下記

第十七条【寄託機関の通知義務】

寄託機関は本弁法に基づいて専利出願人又は専利権者以外のその他の機関又は

の内容を記録するとともに、専利局に通知しなければならない。

1. 微生物の試料の提供請求者の氏名又は名称と住所。

2. いかなる第三者にも微生物を移転させないことを保証する、微生物の試料の提供請求者の声明。

3. 提供した微生物の寄託番号及びそれに関する簡単な説明。

4. 微生物の試料を提供した日付。

個人に生物材料の試料を提供するにあたって、速やかに専利出願人又は専利権者に通知しなければならない。

第十八条【寄託期間満了後の生物材料の処置】（新規追加）

本弁法第九条に規定された寄託期間が満了した日から1年以内に、専利出願人又は専利権者は寄託した生物材料を取り戻すか、又は当該生物材料の処置について寄託機関と協議することができる。専利出願人又は専利権者は当該期間内において取り戻しも処置もしなかった場合、寄託機関は当該生物材料を処置する権利がある。

第十五条【争議微生物の鑑定】

寄託センターは、審査、異議申立て、無効宣告手続において争議があった微生物培養物の生物特性に関する鑑定業務を引き受け、鑑定書を発行することができる。詳細は、鑑定請求側と寄託センターとが契約書を結んで処理する。

第十六条【料金】

微生物の寄託、又は微生物の試料の提供を請求する場合、下記の基準に従って料金を納付しなければならない。

1. 寄託期間（30年）
（1）微生物（注）1500元 （2）細胞株、動・植物ウイルス 2000元
2. 生存性報告（株ごと）
（1）微生物（注）120元 （2）細胞株、動・植物ウイルス 200元
3. 試料提供（株ごと）

（削除）

第四章 附則

第十九条【料金】

寄託機関は本弁法に基づいて生物材料を寄託し、又は生物材料の試料を提供するにあたって、寄託料、生存証明書発行料、試料提供料、情報通信料を徴収することができる。

(1) 微生物(注) 100円 (2)

細胞株、動・植物ウイルス 150円

4. その他の状況の料金徴収基準は、当事者間で協議して決定する。

第十七条 【発効時期】

本弁法は、専利局と寄託センターの責任者が署名した後に発効する。

第十八条 【解釈】

第二十条 【届出】(新規追加)

寄託機関が確定した、寄託を受ける生物材料の種類及び料金徴収基準は、公布するとともに、国家知識産権局に届け出なければならない。

第二十一条 【発効及び実施】

本弁法は2014年__月__日から施行する。1985年3月12日付けの中華人民共和国専利局公告第八号にて発布された「中国微生物菌種寄託管理委員会普通微生物センター 専利手続用微生物寄託弁法」、「中国典型培養物寄託センター 専利手続上の微生物寄託弁法」は、同時に廃止する。

(削除)

本弁法の解釈について、中国專利局が責任を負う。

注：細菌、放線菌、酵母菌、糸状菌、高等菌類、バクテリオファージ、宿主細胞内のプラスミド、及び単細胞藻類株。